公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２４号
北海道伊達市南稀府町303番地69、前住所北海道室蘭市港北町４丁目３番10号
債務者　計良　秀人
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
岩手県北上市和賀町横川目12地割158番地４、前住所岩手県北上市和賀町山口26地割14番地３
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３２号
岩手県胆沢郡金ケ崎町六原東町50番地37
債務者　高橋　和恵
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１０３５号
さいたま市浦和区岸町１－４－５　金井マンション202　須永尚樹方、住民票上の住所埼玉県川口市川口２丁目６番２号
債務者　鈴木　美枝（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５０号
埼玉県川口市並木２丁目７番13―706号　グリーンマンション
債務者　三原正章こと　權　　正章
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５１号
埼玉県川口市並木２丁目７番13―706号　グリーンマンション
債務者　三原圭子こと　宋　　圭子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１１７号
埼玉県久喜市菖蒲町台2486番地１
債務者　坂口　伸一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２１号
埼玉県上尾市大字小敷谷958番地45　ケアハウスアットホーム夢の郷313、旧住所埼玉県上尾市仲町１丁目５番25号　コーポレート上尾仲町402
債務者　小田　宣子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１３１号
埼玉県北本市本宿６丁目257番地３
債務者　大浦　圭一
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８１号
さいたま市中央区下落合２丁目１番２号　Ｓ．Ａ．Ｂユエリング302号
債務者　別井　雅人
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０２号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字小久喜956番地　山本ビル301
債務者　橋本　征子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２１１号
さいたま市大宮区天沼町１丁目621番地44　ハイツひでみ101
債務者　小関　　章
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３７号
さいたま市北区宮原町４丁目114番地２　コンフォート宮原201、旧住所東京都板橋区舟渡１丁目13番10―2705号
債務者　高橋　博子
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４７号
さいたま市見沼区大字大谷1445番地２　シャンゼリゼ大宮Ｆ103
債務者　桑原　治子（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
埼玉県春日部市西金野井1068番地１
債務者　神崎　孝高
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０２号
埼玉県越谷市東越谷４丁目24番地18　ミッキーハウス東越谷101
債務者　三谷龍太郎
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係